

岩手県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第11地割36番地1	下閉伊郡山田町豊間根第3地割3番地8	有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第11地割36番地1	下閉伊郡山田町豊間根第3地割3番地8	平成25年12月20日